

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）新旧対照表

改正案	現行
<p>（事業方法書等の審査基準）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>二の二 電子通信手段又は情報処理の用に供する機器を利用して、保険契約の申込みその他の保険契約の締結の手續を行うものについては、保険契約の申込みをした者の本人確認、被保険者（当該保険契約の締結時において被保険者が特定できない場合を除く。）の身体の状況の確認、契約内容の説明、情報管理その他当該手續の遂行に必要な事項について、保険契約者等の保護及び業務的的確な運営が確保されるための適切な措置が講じられていること。</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八 保険契約者に対して、第五十三条第一号から第四号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置が明確に定められていること。</p> <p>九（略）</p>	<p>（事業方法書等の審査基準）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>三〇七（略）</p> <p>八 保険契約者に対して、第五十三条第一号から第四号までに定める書面を交付した上で、当該保険契約者から当該書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置（同条第二号に掲げる措置のうち、第八十三条第三号に規定し、かつ事業者を保険契約者とする保険契約に係る措置を除く。）が明確に定められていること。</p> <p>九（略）</p>

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用の額の制限)

第四十八条の三 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 当該同一人に対する貸付金(保険約款の規定による貸付金、コールローンその他金融庁長官が定めるものを除く。)及び貸付有価証券(現金を担保とする貸付有価証券のうち当該担保の額に相当する額を除く。)

ハ (略)

(削る)

二 当該同一人に対する債務の保証

ホ 当該同一人に対するデリバティブ取引に係る運用資産として金融庁長官が定める基準に従い算出されるもの

二 (略)

2・3 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 (略)

一 (略)

二 保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約(第八十二条第

(法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用の額の制限)

第四十八条の三 (略)

一 (略)

イ (略)

ロ 当該同一人に対する貸付金(保険約款の規定による貸付金、コールローンその他金融庁長官が定めるものを除く。)及び貸付有価証券

ハ (略)

二 当該同一人が引受けを行った信託財産(当該信託財産のうち、信託業法(大正十一年法律第六十五号)第十条第一項の規定により、信託会社が分別して管理する有価証券を除く。)

ホ 当該同一人に対する債務の保証

ヘ 当該同一人に対するデリバティブ取引に係る運用資産として金融庁長官が定める基準に従い算出されるもの

二 (略)

2・3 (略)

(業務運営に関する措置)

第五十三条 (略)

一 (略)

二 保険金等の額を外国通貨をもって表示する保険契約の保険募集に際

三号に規定する保険契約のうち、事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。以下同じ。）を保険契約者とするものを除く。）の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

三〇六（略）

（生命保険会社の責任準備金）

第六十九条（略）

2・3（略）

4（略）

一・二（略）

三 特別勘定を設けた保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四（略）

5〃7（略）

（損害保険会社の責任準備金）

して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額が、保険契約時における外国為替相場により本邦通貨に換算した保険金等の額を下回る場合があることを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

三〇六（略）

（生命保険会社の責任準備金）

第六十九条（略）

2・3（略）

4（略）

一・二（略）

三 特別勘定を設けた保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四（略）

5〃7（略）

（損害保険会社の責任準備金）

第七十条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 特別勘定を設けた保険契約に係る前項第三号の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならぬ。

四 第一号及び第二号の規定は、損害保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

3・4 (略)

(特別勘定を設置する保険契約)

第七十四条 法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 特別勘定に属するものとして経理される財産の価額により、生命保険会社にあつては保険金、返戻金その他の給付金の金額が変動する保険契約、損害保険会社にあつては返戻金の金額が変動する保険契約

二・四 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 (略)

一 (略)

第七十条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

(新設)

三 第一号及び前号の規定は、損害保険会社の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

3・4 (略)

(特別勘定を設置する保険契約)

第七十四条 法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める保険契約は、次に掲げるものとする。

一 特別勘定に属するものとして経理される財産の価額により、保険金その他の給付金の金額が変動する保険契約

二・四 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第八十三条 (略)

一 (略)

イ）リ（略）

又 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条の二第一項の規定に基づき事業主を保険契約者とする保険契約（第六百六十四条において「勤労者財産形成促進法に基づき勤労者財産形成給付金保険契約」という。）

ル 勤労者財産形成促進法第六条の三第二項の規定に基づき勤労者財産形成基金を保険契約者とする保険契約（第六百六十四条において「勤労者財産形成促進法に基づき勤労者財産形成基金保険契約」という。）

二（略）

三（略）

イ 法人が所有する資産及びその過半が法人の事業の用に供されている資産のいずれか又はすべてに関する火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災による損害及びこれに関連する損害を対象とする保険契約（第六百六十四条及び第八十九条において「事業用資産向け火災保険契約」という。）

ロ 火災、落雷、破裂又は爆発による損害及びこれに関連する損害が生じたことにより被保険者の被担保債権に生じる損害を対象とする保険契約（第六百六十四条及び第八十九条において「債権保全火災保険契約」という。）

ハ 林地内に所在する立木竹に関する火災の事故を対象とする保険契約（第六百六十四条及び第八十九条において「森林火災保険契約」

イ）リ（略）

（新設）

（新設）

二（略）

三（略）

イ 法人が所有する資産及びその過半が法人の事業の用に供されている資産のいずれか又はすべてに関する火災、落雷、破裂、爆発、風災、ひょう災、雪災による損害及びこれに関連する損害を対象とする保険契約（第六百六十四条及び第八十九条において「事業用資産向け火災保険契約」という。）

（新設）

ロ 林地内に所在する立木竹に関する火災の事故を対象とする保険契約（第六百六十四条及び第八十九条において「森林火災保険契約」

という。)

二 国際博覧会に関する条約に基づいて開催される博覧会、地方公共団体が主催する博覧会又はこれらに準ずる博覧会を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「博覧会総合保険契約」という。)

ホ 船舶及び海上運送に使用される船舶により運送中の貨物及びこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「海上保険契約」という。)

ヘ 陸上を運送中の貨物若しくは当該貨物から生ずる責任を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「運送保険契約」という。)

又は陸上を運送中のその送り状ごとの保険価額が三十万円を超えない貨物を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「小口貨物運送保険契約」という。)

ト 旅行業法(昭和二十七年法律第二百三十九号)第三条に規定する登録を受けて旅行業を営む者その他これに準ずる者が旅行者の事故に伴って負担する見舞費用、救済者費用若しくは事故対応費用その他これらに準ずる費用を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「旅行事故対策費用保険契約」という。)

又は同法第三条に規定する登録を受けて旅行業を営む者が旅行者が身体に傷害を被ったときに旅行業約款に基づいて負担する補償金又は入院見舞金を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条に

という。)

ハ 国際博覧会に関する条約に基づいて開催される博覧会、地方公共団体が主催する博覧会又はこれらに準ずる博覧会を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「博覧会総合保険契約」という。)

二 船舶及び海上運送に使用される船舶により運送中の貨物及びこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「海上保険契約」という。)

ホ 陸上を運送中の貨物若しくは当該貨物から生ずる責任を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「運送保険契約」という。)

又は陸上を運送中のその送り状ごとの保険価額が三十万円を超えない貨物を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「小口貨物運送保険契約」という。)

(新設)

において「旅行特別補償保険契約」という。）

チ 勤労者財産形成促進法第六条の二第一項の規定に基づき事業主を
保険契約者とする保険契約（第六十四条及び第八十九条におい
て「勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成給付傷害保険契
約」という。）

リ 勤労者財産形成促進法第六条の三第二項の規定に基づき勤労者財
産形成基金を保険契約者とする保険契約（第六十四条及び第八
十九条において「勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成基
金傷害保険契約」という。）

又 自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする保険契約であつて
、次に掲げる要件を満たすもの（第六十四条及び第八十九条に
おいて「総付保台数十台以上の自動車保険契約」という。）

(1) 自動車の使用者（自動車の車両損害を対象とする部分につい
ては、当該自動車の所有者）を被保険者とすること。

(2) 対象とする自動車の数が複数である場合には、当該自動車の使
用者は全て同一とすること。

(3) 合計自動車数（対象とする自動車の総数と当該自動車の使用者
を使用者とする自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする他
の保険契約（①及び②に掲げる要件を満たすものに限る。）に係
る自動車の総数との合計をいう。）が十台以上であること。

ル 次に掲げる自動車の管理又は運行に伴う損害を対象とする保険契
約（第六十四条及び第八十九条において「販売用等自動車保険

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

契約」という。)

(1) 道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第八十条第二項に基づき業として有償で貸し渡すことの許可を受けた自家用自動車であつて、道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第五十二条第一項の申請書に係るもの

(2) 自動車の販売、試験使用、輸送その他の事業を行う事業者がその事業のため一時的な管理又は運行を行う自動車

ヲ 業務の遂行又は個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険契約(自動車の運行に係るもの及び本号中他に掲げる契約に該当するものを除く。第六十六条及び第八十九条において「賠償責任保険契約」という。)

ワ 船舶により運送中の旅客の生命又は身体に係る損害賠償責任を対象とする保険契約(第六十六条及び第八十九条において「船客傷害賠償責任保険契約」という。)

カ 業務に従事している者に業務上の事由により生じた事故の補償責任を対象とする保険契約(第六十六条及び第八十九条において「労働者災害補償責任保険契約」という。)

ク 航空機及びこれにより運送中の貨物、宇宙空間への打上げ、当該打上げにより運送される貨物(人工衛星を含む。)及び当該貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする保険契約(第六十六条及び第八十九条において「航空保険契約」という。)

ヘ 業務の遂行又は個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険契約(自動車の運行に係るもの及び本号中他に掲げる契約に該当するものを除く。第六十六条及び第八十九条において「賠償責任保険契約」という。)

ト 船舶により運送中の旅客の生命又は身体に係る損害賠償責任を対象とする保険契約(第六十六条及び第八十九条において「船客傷害賠償責任保険契約」という。)

チ 業務に従事している者に業務上の事由により生じた事故の補償責任を対象とする保険契約(第六十六条及び第八十九条において「労働者災害補償責任保険契約」という。)

ク 航空機及びこれにより運送中の貨物、宇宙空間への打上げ、当該打上げにより運送される貨物(衛星を含む。)及び当該貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする保険契約(第六十六条及び第八十九条において「航空保険契約」という。)

タ 自己又はその家族が居住するため、土地又は住宅の購入に必要な資金を借り入れた場合において、その者が当該借入れに係る金銭消費貸借契約に定められた債務を履行しないことを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「住宅ローン保証保険契約」という。）

（削る）

（削る）

（削る）

（新設）

又 継続的な取引契約、金銭消費貸借契約、売買契約若しくは請負契約に基づき債務者が債権者に対して負担する債務が履行されないこと又は保証委託契約に基づく保証債務を履行したことを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「信用保険契約」という。）

ル 雇用関係にある事業主と従業員において、保険契約者を当該事業主とし、当該従業員が窃盗、横領その他の背信行為をすることを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「身元信用保険契約」という。）

ヲ 保険契約者を法人とし、賃貸住宅又は賃貸施設（以下このヨにおいて「賃貸住宅等」という。）に関し締結された賃貸借契約に基づき当該賃貸住宅等の借主が負担する債務のうち、賃貸料又は共益費の支払、賃貸住宅等の修理又は現状回復の費用の支払、賃貸借契約の期間経過後の不法占拠による賠償金の支払並びにそれらの債務の履行遅滞による遅延利息の支払が履行されないことのいずれか又はすべてを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「家賃信用保険契約」という。）

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

レ 第三条第六項に規定する保証証券業務に係る保証契約（第六十四条及び第八十九条において「保証証券契約」という。）
ソ 建物又は建物の備品に設置されているガラスを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「ガラス保険契約」という。）

ツ 機械、機械設備又は装置を対象とする保険契約（第六十四条及

ワ 旅館業を営む者と旅行業を営む者との間で締結される旅客をあつ旋する契約に基づく代金の精算に係る債務が履行されないことを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「旅館・旅行者取引信用保険契約」という。）

カ 国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる法人との間で、落札した入札参加者が落札した契約を締結しないことを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「入札保証保険契約」という。）

コ 発注者を国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる法人とする契約において当該契約の受注者が当該契約を履行しないことを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「履行保証保険契約」という。）

ク 石油又はセメントに係る卸売業者と販売業者の間で締結した特約販売契約において、当該販売業者が当該卸売業者に対して負担する債務を履行しないことを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「特約販売店保証保険契約」という。）

レ 第三条第六項に規定する保証証券業務に係る保証契約（第六十四条及び第八十九条において「保証証券契約」という。）
ソ 建物又は建物の備品に設置されているガラスを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「ガラス保険契約」という。）

ツ 機械、機械設備又は装置を対象とする保険契約（第六十四条及

び第百八十九条において「機械保険契約」という。）

ネ 機械、機械設備、機械装置その他の構造物を組み立てる工事における当該構造物を対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において「組立保険契約」という。）

（削る）

ナ 建物を建設する工事における当該建物を対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において「建設工事保険契約」という。）又は土木構造物を建設する工事における当該土木構造物を対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において「土木工事保険契約」という。）

（削る）

（削る）

ヲ 土木構造物を対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において「土木構造物保険契約」という。）

び第百八十九条において「機械保険契約」という。）

ネ 機械、機械設備、機械装置その他の構造物を組み立てる工事における当該構造物を対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において「組立保険契約」という。）

ナ 機械、機械設備、機械装置その他の構造物を組み立てる工事において当該構造物に生じた事故により営業の開始が遅延したことを対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において「操業開始遅延保険契約」という。）

ヲ 建物を建設する工事における当該建物を対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において「建設工事保険契約」という。）又は土木構造物を建設する工事における当該土木構造物を対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において「土木工事保険契約」という。）

△ 陸地に所在する油井、ガス井又は地熱井の制御が不能であること
を対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において「
暴噴制御費用保険契約」という。）

ウ 建物又は土木構造物を建設する工事において当該建物又は当該土木構造物に生じた事故により営業の開始が遅延したことを対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において「開業遅延保険契約」という。）

ヲ 土木構造物を対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において「土木構造物保険契約」という。）

(削る)

ム 動産(自動車、船舶及び航空機を除く。)及びこれに関する損害を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「動産総合保険契約」という。)

ウ ヨット又はモーターボートを対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「ヨット・モーターボート保険契約」という。)

エ 電子計算機及びその用に供する電磁的記録を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「コンピューター総合保険契約」という。)

カ 金融機関(臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第一条に規定する金融機関をいう。)が発行する旅行小切手を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「旅行小切手総合保険契約」という。)

キ 特定の者との間の地域を限定した営業権を取得する契約に基づき店舗において物品販売又はサービス事業を行う者を被保険者とし、被保険者が当該店舗において所有し又は事業に供するために輸送中である動産(自動車、船舶及び航空機を除く。)に関し偶然の事故

ク 原子力施設を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「原子力財産保険契約」という。)又は原子力施設の事故により生じた損害賠償責任を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「原子力損害賠償責任保険契約」という。)

ケ 動産(自動車、船舶及び航空機を除く。)及びこれに関する損害を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「動産総合保険契約」という。)

コ ヨット又はモーターボートを対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「ヨット・モーターボート保険契約」という。)

ク 電子計算機及びその用に供する電磁的記録を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「コンピューター総合保険契約」という。)

カ 金融機関(臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)第一条に規定する金融機関をいう。)が発行する旅行小切手を対象とする保険契約(第六十四条及び第八十九条において「旅行小切手総合保険契約」という。)

キ 特定の者との間の地域を限定した営業権を取得する契約に基づき店舗において物品販売又はサービス事業を行う者を被保険者とし、被保険者が当該店舗において所有し又は事業に供するために輸送中である動産(自動車、船舶及び航空機を除く。)に関し偶然の事故

による損害を受けること及びこれに伴う店舗の営業上の損失又は損害賠償責任を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「フランチャイズチェーン総合保険契約」という。）

ク 事業の用に供するため施設を借用している者を被保険者とし、当該施設内における動産（自動車、船舶及び航空機を除く。以下このクにおいて同じ。）に関し偶然の事故による損害を受けること及び当該施設又は動産が偶然の事故により損害を受けた結果として事業に生じる損害（被保険者が事業の継続のために支出する費用の負担を含む。）又は損害賠償責任を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「テナント総合保険契約」という。）

（削る）

による損害を受けること及びこれに伴う店舗の営業上の損失又は損害賠償責任を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「フランチャイズチェーン総合保険契約」という。）

フ 事業の用に供するため施設を借用している者を被保険者とし、当該施設内における動産（自動車、船舶及び航空機を除く。以下このフにおいて同じ。）に関し偶然の事故による損害を受けること及び当該施設又は動産が偶然の事故により損害を受けた結果として事業に生じる損害（被保険者が事業の継続のために支出する費用の負担を含む。）又は損害賠償責任を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「テナント総合保険契約」という。）

コ 金融機関等（臨時金利調整法第一条に規定する金融機関、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社及び外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二条第二号に規定する外国証券会社その他これらに準ずる法人をいう。以下このコにおいて同じ。）

の施設及び当該施設内の造作、設備、什器、備品、保存中又は輸送中の有価物（現金、手形、小切手、有価証券その他高価な動産をいう。以下このコにおいて同じ。）、当該金融機関等が所持し若しくは取引に使用した有価物が偽造又は変造されたものであること並びに当該金融機関等において当該金融機関等の従業員が窃盗、横領その他背信行為を行うことのおいすれか又はすべてを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「金融機関等包括補償保険契約」という。）

ヤ 動産（自動車、船舶及び航空機を除く。）の盗難若しくは盗難により生じたき損害若しくは汚損を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「盗難保険契約」という。）又は特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第一項第二号に規定する証券等が窃取、紛失その他の事故により他人に不正に使用されたことを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「クレジットカード盗難保険契約」という。）

マ 不動産及び動産（農作物を除く。）に関する風水害のいずれか又はすべてを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「風水害保険契約」という。）

ケ 競走馬、ミンク、にわとり又は動物園で飼育されるせきつい動物門に属する動物を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「競走馬等保険契約」という。）

フ ボイラー又は蒸気タービン発電機を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「ボイラー・ターボセット保険契約」という。）

（削る）

コ 知的財産権が侵害されたこと又はそのおそれがあることを理由と

工 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第一項第二号に規定する証券等が窃取、紛失その他の事故により他人に不正に使用されたことを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「クレジットカード盗難保険契約」という。）

テ 不動産及び動産（農作物を除く。）に関する風水害のいずれか又はすべてを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「風水害保険契約」という。）

ア 競走馬、ミンク又はにわとりを対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「競走馬等保険契約」という。）

サ ボイラー又は蒸気タービン発電機を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「ボイラー・ターボセット保険契約」という。）

キ 企業の事業活動又は国、地方公共団体若しくはこれらに準ずる法人の事業活動において、天候により当該事業活動が休止となり又は阻害されたことにより生じる費用又は喪失した利益を対象とする保険契約（第六十四条及び第八十九条において「天候保険契約」という。）

ク 知的財産権が侵害されたこと又はそのおそれがあることを理由と

して、損害賠償請求その他の訴訟の提起又は仲裁の申出を行うことにより生じる費用を対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において、「知的財産権訴訟費用保険契約」という。）

工 事業活動に伴い、事業者が被る損害であつて、法第三条第五項第一号に規定する損害に該当するものを対象とする保険契約（イからリまで及びウからコまでに掲げる保険契約に該当するもの、自動車の管理及び運行を対象とするもの並びに人の身体に関する状態、治療及び死亡によるものを除く。）（第百六十四条及び第百八十九条において「事業活動損害保険契約」という。）

（日本に支店等を設けない外国保険業者の締結できる保険契約）

第百十六条（略）

一 宇宙空間への打上げ、当該打上げに係る運送貨物（人工衛星を含む。）及び当該貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする保険契約

二・三（略）

（法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用の額の制限）

第百四十条の三（略）

一（略）

して、損害賠償請求その他の訴訟の提起又は仲裁の申出を行うことにより生じる費用を対象とする保険契約（第百六十四条及び第百八十九条において、「知的財産権訴訟費用保険契約」という。）

メ 企業の事業活動において、一定の偶然的事故により企業が費用を支出すること、そのおそれがあること、利益を喪失すること又はそのおそれがあることによる損害を対象とした保険契約（イからコまでに掲げる契約に該当するもの、自動車の所有、保管及び運行に係るもの並びに人の身体に関する状態、治療及び死亡によるものを除く。）第百六十四条及び第百八十九条において「企業の事業活動向け費用・利益保険契約」という。）

（日本に支店等を設けない外国保険業者の締結できる保険契約）

第百十六条（略）

一 宇宙空間への打上げ、当該打上げに係る運送貨物（衛星を含む。）及び当該貨物を運送する手段並びにこれらのものから生ずる責任のいずれか又はすべてを対象とする保険契約

二・三（略）

（法第百九十九条において準用する法第九十七条の二第二項に規定する資産の運用の額の制限）

第百四十条の三（略）

一（略）

イ (略)

ロ 当該同一人に対する貸付金(保険約款の規定による貸付金、コールローンその他金融庁長官が定めるものを除く。)及び貸付有価証券(現金を担保とする貸付有価証券のうち当該担保の額に相当する額を除く。)

ハ (略)

(削る)

二 当該同一人に対する債務の保証

ホ 当該同一人に対するデリバティブ取引に係る運用資産として金融庁長官が定める基準に従い算出されるもの

二 (略)

2・3 (略)

(外国生命保険会社等の責任準備金)

第百五十条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一・二 (略)

三 特別勘定を設けた保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金及び同項第二号の二の払戻積立金については、当該特別勘定における収支

イ (略)

ロ 当該同一人に対する貸付金(保険約款の規定による貸付金、コールローンその他金融庁長官が定めるものを除く。)及び貸付有価証券

ハ (略)

二 当該同一人が引受けを行った信託財産(当該信託財産のうち、信託業法(大正十一年法律第六十五号)第十条第一項の規定により、信託会社が分別して管理する有価証券を除く。)

ホ 当該同一人に対する債務の保証

ヘ 当該同一人に対するデリバティブ取引に係る運用資産として金融庁長官が定める基準に従い算出されるもの

二 (略)

2・3 (略)

(外国生命保険会社等の責任準備金)

第百五十条 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一・二 (略)

三 特別勘定を設けた保険契約に係る第一項第一号の保険料積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならぬ

の残高を積み立てなければならない。

四 (略)

5 } 7 (略)

(外国損害保険会社等の責任準備金)

第百五十一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

三 特別勘定を設けた保険契約に係る前項第三号の払戻積立金については、当該特別勘定における収支の残高を積み立てなければならない。

四 第一号及び第二号の規定は、外国損害保険会社等の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

3・4 (略)

(特別勘定を設置する保険契約)

第百五十三条 法第百九十九条において準用する法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める日本における保険契約は、次に掲げるものとする。

一 特別勘定に属するものとして経理される財産の価額により、外国生

い。

四 (略)

5 } 7 (略)

(外国損害保険会社等の責任準備金)

第百五十一条 (略)

2 (略)

一・二 (略)

(新設)

三 第一号及び前号の規定は、外国損害保険会社等の業務又は財産の状況及び保険契約の特性等に照らし特別な事情がある場合には、適用しない。ただし、この場合においても、保険料積立金及び払戻積立金の額は保険数理に基づき、合理的かつ妥当なものでなければならない。

3・4 (略)

(特別勘定を設置する保険契約)

第百五十三条 法第百九十九条において準用する法第百十八条第一項に規定する内閣府令で定める日本における保険契約は、次に掲げるものとする。

一 特別勘定に属するものとして経理される財産の価額により、保険金

命保険会社等にあつては保険金、返戻金その他の給付金の金額が変動する保険契約、外国損害保険会社等にあつては返戻金の金額が変動する保険契約

二 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第六十四条 (略)

一 (略)

イ 二 (略)

ホ 勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成給付金保険契約

ヘ 勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成基金保険契約

二 (略)

三 (略)

イ 事業用資産向け火災保険契約

ロ 債権保全火災保険契約

ハ 森林火災保険契約

ニ 博覧会総合保険契約

ホ 海上保険契約

ヘ 運送保険契約及び小口貨物運送保険契約

ト 旅行事故対策費用保険契約及び旅行特別補償保険契約

チ 勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成給付傷害保険契約

リ 勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成基金傷害保険契約

その他の給付金の金額が変動する保険契約

二 (略)

(事業方法書等に定めた事項の変更に係る届出)

第六十四条 (略)

一 (略)

イ 二 (略)

(新設)

(新設)

二 (略)

三 (略)

イ 事業用資産向け火災保険契約

(新設)

ロ 森林火災保険契約

ハ 博覧会総合保険契約

ニ 海上保険契約

ホ 運送保険契約及び小口貨物運送保険契約

(新設)

(新設)

(新設)

-
- 又 総付保台数十台以上の自動車保険契約
 - ル 販売用等自動車保険契約
 - ヲ 賠償責任保険契約
 - ワ 船客傷害賠償責任保険契約
 - カ 労働者災害補償責任保険契約
 - ヨ 航空保険契約
 - タ 住宅ローン保証保険契約
 - (削る)
 - (削る)
 - (削る)
 - (削る)
 - (削る)
 - レ 保証証券契約
 - ソ ガラス保険契約
 - ツ 機械保険契約
 - ネ 組立保険契約
 - (削る)
 - ナ 建設工事保険契約及び土木工事保険契約
 - (削る)
 - (削る)

-
- (新設)
 - (新設)
 - ヘ 賠償責任保険契約
 - ト 船客傷害賠償責任保険契約
 - チ 労働者災害補償責任保険契約
 - リ 航空保険契約
 - (新設)
 - 又 信用保険契約
 - ル 身元信用保険契約
 - ヲ 家賃信用保険契約
 - ワ 旅館・旅行者取引信用保険契約
 - カ 入札保証保険契約
 - ヨ 履行保証保険契約
 - タ 特約販売店保証保険契約
 - レ 保証証券契約
 - ソ ガラス保険契約
 - ツ 機械保険契約
 - ネ 組立保険契約
 - ナ 操業開始遅延保険契約
 - ラ 建設工事保険契約及び土木工事保険契約
 - ム 暴噴制御費用保険契約
 - ウ 開業遅延保険契約
-

ラ 土木構造物保険契約

(削る)

ム 動産総合保険契約

ウ ヨット・モーターボート保険契約

エ コンピューター総合保険契約

オ 旅行小切手総合保険契約

カ フランチャイズチェーン総合保険契約

ク テナント総合保険契約

(削る)

カ 盗難保険契約及びクレジットカード盗難保険契約

マ 風水害保険契約

ケ 競走馬等保険契約

フ ボイラー・ターボセット保険契約

(削る)

コ 知的財産権訴訟費用保険契約

エ 事業活動損害保険契約

(事業方法書等に定めた事項の変更に関する届出)

第百八十九条 (略)

一 事業用資産向け火災保険契約

二 債権保全火災保険契約

三 森林火災保険契約

ニ 土木構造物保険契約

ノ 原子力財産保険契約及び原子力損害賠償責任保険契約

オ 動産総合保険契約

ク ヨット・モーターボート保険契約

ヤ コンピューター総合保険契約

マ 旅行小切手総合保険契約

ケ フランチャイズチェーン総合保険契約

フ テナント総合保険契約

コ 金融機関等包括補償保険契約

エ クレジットカード盗難保険契約

テ 風水害保険契約

ア 競走馬等保険契約

サ ボイラー・ターボセット保険契約

キ 天候保険契約

ク 知的財産権訴訟費用保険契約

メ 企業の事業活動向け費用・利益保険契約

(事業方法書等に定めた事項の変更に関する届出)

第百八十九条 (略)

一 事業用資産向け火災保険契約

(新設)

二 森林火災保険契約

-
- 四 博覧会総合保険契約
 - 五 海上保険契約
 - 六 運送保険契約及び小口貨物運送保険契約
 - 七 旅行事故対策費用保険契約及び旅行特別補償保険契約
 - 八 勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成給付傷害保険契約
 - 九 勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成基金傷害保険契約
 - 十 総付保台数十台以上の自動車保険契約
 - 十一 販売用等自動車保険契約
 - 十二 賠償責任保険契約
 - 十三 船客傷害賠償責任保険契約
 - 十四 労働者災害補償責任保険契約
 - 十五 航空保険契約
 - 十六 住宅ローン保証保険契約
(削る)
 - (削る)
 - (削る)
 - (削る)
 - (削る)
 - 十七 保証証券契約
 - 十八 ガラス保険契約

-
- 三 博覧会総合保険契約
 - 四 海上保険契約
 - 五 運送保険契約及び小口貨物運送保険契約
(新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - (新設)
 - 六 賠償責任保険契約
 - 七 船客傷害賠償責任保険契約
 - 八 労働者災害補償責任保険契約
 - 九 航空保険契約
(新設)
 - 十 信用保険契約
 - 十一 身元信用保険契約
 - 十二 家賃信用保険契約
 - 十三 旅館・旅行者取引信用保険契約
 - 十四 入札保証保険契約
 - 十五 履行保証保険契約
 - 十六 特約販売店保証保険契約
 - 十七 保証証券契約
 - 十八 ガラス保険契約
-

-
- 十九 機械保険契約
 - 二十 組立保険契約
 - (削る)
 - 二十一 建設工事保険契約及び土木工事保険契約
 - (削る)
 - (削る)
 - 二十二 土木構造物保険契約
 - (削る)
 - 二十三 動産総合保険契約
 - 二十四 ヨット・モーターボート保険契約
 - 二十五 コンピューター総合保険契約
 - 二十六 旅行小切手総合保険契約
 - 二十七 フランチャイズチェーン総合保険契約
 - 二十八 テナント総合保険契約
 - (削る)
 - 二十九 盗難保険契約及びクレジットカード盗難保険契約
 - 三十 風水害保険契約
 - 三十一 競走馬等保険契約
 - 三十二 ボイラー・ターボセット保険契約
 - (削る)
 - 三十三 知的財産権訴訟費用保険契約
 - 三十四 事業活動損害保険契約

-
- 十九 機械保険契約
 - 二十 組立保険契約
 - 二十一 操業開始遅延保険契約
 - 二十二 建設工事保険契約及び土木工事保険契約
 - 二十三 暴噴制御費用保険契約
 - 二十四 開業遅延保険契約
 - 二十五 土木構造物保険契約
 - 二十六 原子力財産保険契約及び原子力損害賠償責任保険契約
 - 二十七 動産総合保険契約
 - 二十八 ヨット・モーターボート保険契約
 - 二十九 コンピューター総合保険契約
 - 三十 旅行小切手総合保険契約
 - 三十一 フランチャイズチェーン総合保険契約
 - 三十二 テナント総合保険契約
 - 三十三 金融機関等包括補償保険契約
 - 三十四 クレジットカード盗難保険契約
 - 三十五 風水害保険契約
 - 三十六 競走馬等保険契約
 - 三十七 ボイラー・ターボセット保険契約
 - 三十八 天候保険契約
 - 三十九 知的財産権訴訟費用保険契約
 - 四十 企業の事業活動向け費用・利益保険契約
-

別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（損害保険会社））

<p>資産運用に関する 指標</p>	<p>（略）</p>
<p>特別勘定に関する 指標</p>	<p>一 特別勘定資産残高 二 現預金・コールローン、有価証券（公社債、株式、外国証券（公社債、株式等））、その他の証券）、貸付金、その他、合計の区分ごとの特別勘定資産 三 利息配当金等収入、有価証券売却益、有価証券償還益、有価証券評価益、為替差益、金融派生商品収益、その他の収益、有価証券売却損、有価証券償還損、有価証券評価損、為替差損、金融派生商品費用、その他の費用、収支差額の区分ごとの特別勘定の運用収支</p>

別表（第五十九条の二第一項第三号八関係（損害保険会社））

<p>資産運用に関する 指標</p>	<p>（略）</p>
<p>（新設）</p>	<p>（新設）</p>